



山形県公報

平成22年6月4日(金)
第2148号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……669
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村整備課) ……670
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林課) ……671
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……672
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) ……同

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(産業政策課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……673
- 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施……………(同) ……674

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第514号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 株式会社大井電機製作所        | デイサービスカナン<br>新庄市金沢新町2864番地 | 通 所 介 護 | 平成22. 5. 21 |

#### 山形県告示第515号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|----------------------------|----------|-------------|
| 株式会社大井電機製作所          | デイサービスカナン<br>新庄市金沢新町2864番地 | 介護予防通所介護 | 平成22. 5. 21 |

## 山形県告示第516号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域                                                                                                                | 調 査 期 間                                     |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 山 形 市     | 大字船町、大字中野、三社、大字片谷地、蔵王成沢、南松原一丁目、南松原二丁目、大字松原、大字黒沢、長表、八ツ口、本屋敷、七十刈、檀野前、大字今塚、大字見崎、中道、八幡前、服部、境田町、沖町、樋越、長町、蔵王桜田及び大字谷柏元下谷柏の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成23年3月31日まで |
| 鶴 岡 市     | 越沢及び添川の各一部                                                                                                             | 同                                           |
| 酒 田 市     | 山谷、山谷新田、楢橋及び山楯の各一部                                                                                                     | 同                                           |
| 東 根 市     | 大字長瀨の一部                                                                                                                | 同                                           |
| 尾 花 沢 市   | 大字六沢、大字下柳渡戸及び大字鶴子の各一部                                                                                                  | 同                                           |
| 南 陽 市     | 坂井、法師柳、長瀨及び西落合の各一部                                                                                                     | 同                                           |
| 大 江 町     | 大字黒森及び大字柳川の各一部                                                                                                         | 同                                           |
| 大 石 田 町   | 大字横山の一部                                                                                                                | 同                                           |
| 最 上 町     | 大字富沢、大字東法田、大字法田及び大字黒沢の各一部                                                                                              | 同                                           |
| 川 西 町     | 大字小松の一部                                                                                                                | 同                                           |
| 白 鷹 町     | 大字中山の一部                                                                                                                | 同                                           |

## 山形県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営小田島地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営小田島地区土地改良事業（特定農業用管水路等特別対策事業）計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

東根市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成22年6月10日から同年7月8日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決

定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

### 山形県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字滝野字小草木沢一855、856、字小草木沢二866、868、868-乙、869、字四澤2786（次の図に示す部分に限る。）、2786-1から2786-23まで、2787-22、2787-24から2787-31まで、2788、2788-1、2788-2（次の図に示す部分に限る。）、2788-3から2788-5まで、2788-6（次の図に示す部分に限る。）、2788-7、2788-8・2788-9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2788-10、2788-11（次の図に示す部分に限る。）、2788-12から2788-31まで、2788-33、字三澤二2789、2789-5、2789-6、2789-10から2789-13まで、字三澤一2791-1（次の図に示す部分に限る。）、2791-2から2791-11まで、2791-13、2791-14、字二澤一2794-6、2794-7（次の図に示す部分に限る。）、2794-8、2794-9から2794-11まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2794-12、字一澤二2796-1、2796-2・2796-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2796-4、2796-5から2796-11まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字高稲荷2805-1・2805-2・2805-11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字外入山2807-1から2807-5まで、2808-2、2808-5、2808-6、2808-8、2809、2809-1から2809-6まで、2809-8、2810、2810-1から2810-18まで、2811、3217、3218、字藤倉2888、2888-1から2888-17まで、2889、2889-1から2889-10まで、2890、2890-1から2890-6まで、2891、2891-1から2891-7まで、字湯澤二2892、2892-1、2892-3、2893、2893-1、2894、2894-1から2894-4まで、字岩上2895-1、2895-2（次の図に示す部分に限る。）、2895-3、2896-1、2896-2、2896-3（次の図に示す部分に限る。）、2896-4、2896-5から2896-8まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2896-9、2896-11から2896-17まで、2896-18・2896-19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2896-20から2896-22まで、字五澤一2897、2897-1から2897-3まで、2897-4（次の図に示す部分に限る。）、2897-5、2897-6・2897-7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2898、2898-1から2898-13まで、字大門畑2899、2899-1から2899-3まで、2899-4（次の図に示す部分に限る。）、2899-5から2899-7まで、2899-8（次の図に示す部分に限る。）、2899-9から2899-14まで、2900、2900-1から2900-24まで、2900-26から2900-28まで、2901、2901-1、2901-2、2901-3（次の図に示す部分に限る。）、2901-4、2901-5（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小草木沢一855・856（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字小草木沢二866、字三澤一2791-3・2791-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2791-6、2791-7、2791-8・2791-9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2791-10、2791-11（次の図に示す部分に限る。）、2791-14、字二澤一2794-7・2794-9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2794-10、2794-11（次の図に示す部分に限る。）、字一澤二2796-2、2796-3・2796-5・2796-6・2796-7・2796-8・2796-10（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2796-11、字高稲荷2805-1、2805-2（次の図に示す部分に限る。）、字外入山2808-2・2808-5・2809・2809-5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2810-2、2810-10から2810-12まで、2810-13・2810-16・2810-17・3218・字藤倉2888・2888-5（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2888-6、2888-7・2888-8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2888-11、2888-12・2888-13・2889-5・2889-6・2889-9（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2889-10

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|----------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 最上郡大蔵村大字清水字上竹野105番12から<br>同 字熊高267番2まで | 旧    | 37.5 <small>メートル</small><br>}<br>14.4 | <small>メートル</small><br>270 |
| 同 上                                    | 新    | 34.0 <small>メートル</small><br>}<br>14.4 | 同 上                        |

#### 山形県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年4月16日から平成23年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（都市計画図作成）

## 公 告

山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県産業創造支援センター
  - (2) 所在地 山形市松栄一丁目3番8号
- 2 指定の期間  
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (10) 次のとおり開催する公募説明会・現地説明会のいずれかに出席していること。

イ 第1回公募説明会・現地説明会

- (イ) 開催日時 平成22年6月17日（木）午後2時から
- (ロ) 開催場所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄一丁目3番8号）

ロ 第2回公募説明会・現地説明会

- (イ) 開催日時 平成22年6月18日（金）午後2時から
- (ロ) 開催場所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄一丁目3番8号）

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成22年6月4日（金）から同年7月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 配布場所 山形県商工観光部産業政策課経営支援担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2354  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成22年7月6日（火）から同月12日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成22年7月12日（月）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年6月4日

山形県酒田警察署長 高橋博幸

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 酒田市上安町一丁目1番地の1 酒田警察署 401会議室
- (2) 日時 平成22年6月22日（火）午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油 70,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 1号灯油 ローリー給油
- (3) 契約期間及び納入方法 平成22年6月24日から平成23年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 酒田市上安町一丁目1番地の1 酒田警察署内 指定場所
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市上安町一丁目1番地の1 山形県酒田警察署会計課 電話番号 0234-23-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年6月15日（火）午後5時までに山形県酒田警察署会計課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条に規定する技能検定員審査及び第10条第1項に規定する教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年6月4日

山形県公安委員会  
委員長 吉田美智子

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（普通）
- エ 技能検定員審査（大特）
- オ 技能検定員審査（大自二）
- カ 技能検定員審査（普自二）
- キ 技能検定員審査（牽引）
- ク 技能検定員審査（大型二種）
- ケ 技能検定員審査（中型二種）
- コ 技能検定員審査（普通二種）

### (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（普通）
- エ 教習指導員審査（大特）
- オ 教習指導員審査（大自二）
- カ 教習指導員審査（普自二）

- キ 教習指導員審査（牽引）
- ク 教習指導員審査（大型二種）
- ケ 教習指導員審査（中型二種）
- コ 教習指導員審査（普通二種）

## 2 審査の期日及び場所

### (1) 期 日

平成22年7月5日（月）から同月9日（金）までの間において、第1項の技能検定員審査及び教習指導員審査の種類ごとに別に指定する日

### (2) 場 所

天童市大字高橋1300番 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成21年6月14日（月）から6月18日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤                             | 正                                 |
|------------|------------|-----|----|-------------------------------|-----------------------------------|
| 平成22. 4. 1 | 号外(9)      | 4   | 11 | 別表第1の備考第2項中「掲<br>げる」を「係る」に改め、 | 別表第1の備考第2項中「課<br>に掲げる」を「課に係る」に改め、 |

平成22年6月4日印刷  
平成22年6月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056